

今月のHOTニュース1

住宅用火災警報器を設置していますか？

みなさんのお宅には住宅用火災警報器等の設置はお済みでしょうか？

住宅用火災警報器は、火災をみつけて、音や音声でお知らせし、住宅火災から大切な家族を守る役割を果たすものです。2006年6月に消防法の改定により、全国一律に設置が義務付けられました。新築住宅は2006年6月1日から施行され、既存住宅は市町村条例により最長2011年5月31日までに適用期限が定められています。住宅用火災警報器を設置して、住宅火災から大切な家族を守りましょう。

◆なぜ、住宅用火災警報器が必要？◆

1. 住宅火災による死者数は増加中！
2. 死者の約6割が65歳以上の高齢者！
3. 死亡原因の約6割が逃げ遅れ！
4. 住宅火災の死者は建物火災による死者の約85%！

住宅火災による死者数は、2001年は923人、2003年は1,041人。そして2005年は1,220人と増加傾向にあります。



◆住宅用火災警報器の効果◆

ここでは、大きな火災に至らずにすんだ例をご紹介します。

事例1	タバコを吸っている時に、近くにあった座布団にタバコの火が落ちたことに気が付かなかったため、後から座布団が燃え上がった。住宅用火災警報器が作動し、隣家の主婦がこの警報音に気が付き119番通報の後、自宅の消火器で消し止めたので、座布団とゴザが少し燃えたばかりで火災はすんだ。
事例2	コロッケを揚げていた時に来客があり、ガスこんろの火を消さずにその場を離れて対応したため、火がついたままであることを忘れてしまった。その後、てんぷらの油の温度が上昇して燃え上がり、付近のタオルやのれんを焦がしたが、住宅用火災警報器が作動したので火災に気が付き、隣家に知らせたので、隣家の男性が自宅の消火器で消火した。

◆その他の事例◆

- * 煮物をしていることを忘れて火をつけたまま鍋を放置した
- * ガステーブルの火が布巾に引火した
- * 電気ストーブに衣類が落ちて着火した
- * 仏壇の線香が座布団の上に落ちて着火した 等



出典：社団法人 日本火災報知機工業会 HP / <http://www.kaho.or.jp>

火災保険の詳細は裏面取扱代理店までお問い合わせください。

今月のHOTニュース2

ゴミを減らす「3R作戦」

(リデュース、リユース、リサイクル)



ゴミを少なくする秘訣は、第1にゴミになるモノをなるべく持ち込まないこと(Reduce)、第2に不要になったものは、フリーマーケットなどを利用して、次の利用者に渡すこと(Reuse)、第3に資源ごみとしてリサイクルのルートに乗せるために努力をすること(Recycle)といえます。この3つのRを実現するために、私たち一人ひとりの生活を、資源を大切に、環境に極力負担をかけないスタイルにしていくとともに、そうした気持ちを実際に生かせるような社会システムを形成していかなければなりません。わたしたちも「もったいない」の気持ちでできることから始めてみませんか。

* Reduce * リデュース 資源消費を減らす	① 買い物には、買い物袋や買い物がごを持参。過剰包装を断り、簡易包装を進める。 ② 食料品は、ムダにならないよう、必要なだけ買う。 ③ 衣料品は、材質的にも長く着ることができ、愛着の持てるものを必要なだけ買う。 ④ 家電製品などの耐久消費財は、長持ちし、部品の保存が長く、修理体制の整っているものを選ぶ。 ⑤ 使い捨て商品はなるべく買わず、同じ用途ならリサイクル製品などを選ぶ。 ⑥ 詰め替え製品など、廃棄する割合の少ない製品を選ぶ。 ⑦ 旅行カバンや乳幼児用品など、使用期間と耐久年数に差のあるものは、積極的にリースを活用する。 ⑧ 不要なダイレクトメールは「受け取りません」と封筒に明記して投函する。
* Reuse * リユース 再使用する	① いらなくなった紙は、メモ用紙として使う。 ② リターナブルペンを使用した製品を選ぶ。 ③ まだ使えるがいらなくなったものは、知人にゆずるか、バザーやフリーマーケットなどへ提供、交換する。
* Recycle * リサイクル 再生利用する	① 空き缶や空きビン、牛乳パックなどの容器は、資源回収、販売店店頭回収に出す。 ② 市町村が実施している分別収集のルールに従ってゴミを出す。 ③ 古新聞や段ボールなどの古紙は、まとめて束ね、資源回収などに出す。 ④ 古布は資源回収などに出す。 ⑤ 生ゴミは、処理機などを利用し、堆肥として利用する。 ⑥ 集団回収活動に積極的に参加する。

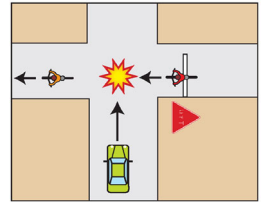
出典：内閣府「エコライフ・ハンドブック2007」

交通安全のポイント

交差点は事故が最も多く発生する場所ですが、なかでも信号機のない見通しの悪い交差点では出会い頭事故が多発しています。見通しの悪い交差点は、高速道路や幹線道路を除けば、どこの道路にもあるといってもよいでしょう。そこで今回は、事故事例を交えて見通しの悪い交差点での出会い頭事故の防止について考えてみましょう。

■見通しの悪い交差点での事故事例

車で営業活動を行っているAさんは、センターラインのない住宅街の道路を走行していました。前方に見通しの悪い交差点がありましたが、一時停止の標識や標示はなく、時速30キロで走行していました。交差点に近づいたとき、子供の乗った自転車が交差点を通過しました。そのためAさんは減速して進行し、交差点を通過しようとしたところ、別の子供が乗った自転車が、先に通過した自転車の後を追うように交差点に出てきました。驚いたAさんは、あわててブレーキを踏みましたが、間に合わずに衝突してしまいました。Aさんによれば、「速度を時速20キロ程度に落として徐行したが、急に自転車が出てきたので避けられなかった」ということです。



■どこに問題点があるか

この事故は、見通しの悪い交差点で、車と自転車が出会い頭に衝突したのですが、実は自転車のほうにも問題があります。一時停止の標識のある場所では、自転車も一時停止をする義務があるからです。では、車を運転していたAさんには問題がなかったでしょうか。

◆「減速＝徐行」ではない

道路交通法第42条において、左右の見通しの悪い交差点に入ろうとするときは徐行しなければならないことが定められています。Aさんは「交差点の手前で、時速20キロ程度に速度を落として徐行した」ということですが、時速20キロが徐行といえるのでしょうか。道路交通法第2条において、徐行とは「車両等がただちに停止することができるような速度で進行することをいう」と定義されており、具体的な速度は明示されていませんが、一般的には、ただちに停止できるような速度とは、ブレーキを操作してから停止するまでの距離がおおむね1メートル以内の速度であり、時速10キロ以下の速度だとされています。ただし、これは通常の乾燥路面の場合です。濡潤路面や積雪路面などの滑りやすい路面を走行しているときは、もっと低い速度になるという点に注意する必要があります。いずれにしても、この事例におけるAさんの時速20キロという速度は徐行とはいえないということになります。つまり、Aさんは減速はしたものの、徐行はしなかったということです。ドライバーの皆さんのなかには、減速＝徐行だと勘違いをしているケースもみられるようですが、「速度を落とせば徐行になる」というわけではないことをよく理解しておく必要があります。以上のことから、この事故におけるAさんの問題点として、徐行していなかったということがあげられますが、もう一つAさんの運転行動には問題点があります。

◆危険予測が不十分

Aさんは交差点に接近するとき、子供の乗った自転車が交差点を通過するのを見ています。一人が飛び出してくれば、その後から別な子供が飛び出してくるのは、子供の行動の大きな特徴とされており、自転車の場合も同じと考えられます。したがって、自転車が通過するのを見た時点で、その後について別の自転車が交差点を通過するかもしれないと予測すべきでした。しかも、相手は子供ですから、一時停止の標識があっても意味がわからずに一時停止せずに交差点を進行してくることは十分考えられることです。そのような状況からすれば、この場面では、一時停止の標識や標示がなくても、徐行して交差点に接近するとともに、交差点の手前では一時停止をして左右の安全確認をすべきであったといえるでしょう。

■徐行が義務づけられている場所

今回取り上げた事例では、「徐行」が大きなポイントになっています。そこで、徐行が義務づけられている場所について確認しておきましょう。道路交通法第42条では、次の場所において徐行が義務づけられています。

・「徐行」の道路標識がある場所

・左右の見通しがきかない(悪い)交差点(交通整理が行われている場合や優先道路を走行している場合を除く)

・道路の曲がり角付近 ・上り坂の頂上付近 ・勾配の急な下り坂

上記のほかにも、徐行しなければならない場合があります。その主なものをあげてみましょう。

・歩行者の側方を通過するときに安全な間隔がとれないとき ・道路外に出るために右左折するとき

・交差点で右左折するとき ・交差する道路が優先道路やあきらかに道幅が広いとき

・高齢歩行者や身体障害者等が通行しているとき(一時停止または徐行) ・歩行者のいる安全地帯の側方を通行するとき

・児童や幼児の乗降のために停車している通学・通園バスの側方を通過するとき

このように、徐行しなければならない場所や場面は多いのです。このことをしっかりと頭に入れて、徐行すべき場所や場面では必ず徐行で進行する必要があります。

■一時停止の標識等がある交差点や見通しの悪い交差点では

「しっかり止まって、はっきり確認」

一時停止の標識や標示がある場合は、当然一時停止をしなければなりません、この場合に大切なことは確実に停止して安全確認をするということです。自分では停止したつもりでも、実際には停止していないこともよくあります。したがって、まず「しっかり止まる」ということが重要なポイントになりますが、一時停止の目的は安全確認をすることにありますから、しっかり止まるだけでは不十分で、目を向けてはっきり確認をする必要があります。つまり、「しっかり止まって、はっきり確認」ということです。これを忘れずに実践しましょう。また、一時停止の標識や標示がない見通しの悪い交差点では、徐行をしなければなりません、今回の事例のように危険が予測される時などは、一時停止の標識や標示がなくても、確実に一時停止をして左右の安全確認をするようにしましょう。

